

(2) 入学願書受付期間及び受付場所

受付期間

前期 平成17年1月7日(金)から平成16年1月12日(水)まで
 郵送の場合は1月12日(水)までに必着のこと。

受付時間は、土・日を除き午前9時から午後4時まで

後期 平成17年7月1日(金)から平成17年7月7日(木)まで
 郵送の場合は7月7日(木)までに必着のこと。

受付時間は、土・日を除き午前9時から午後4時まで

(3) 面接日時及び場所

	実 施 日	時 間	場 所
前期	平成17年1月17日(月)	午後4:00~	高松工業高等専門学校 (香川県高松市勅使町355番地)
後期	平成17年7月21日(木)	午後1:00~	

(4) 合格者発表

前期 平成17年1月21日(金) 後期 平成17年7月29日(金)

本人及び所属長に文書で通知する。(電話による問い合わせには応じない。)

(5) 入学及び授業料

区 分	金 額
入 学 料	8,400円
授 業 料	6,100円×単位数

高松工業高等専門学校
 〒761-8058 香川県高松市勅使町355番地
 電話(087)869-3832(学生課直通)



さぬきの夢

2 商標って、なに？

1 商標といえは「なまえ」あるいは「シンボル」と思っておけばよいでしょう。

商品に使う名称もあれば、会社のシンボルに使う図形もあり、サービス業種を表わす名称や図形もあります。

皆さんの身の回りでは、屋号といわれたり、「のれん」の図形に使われているもの、など、その気で見れば、結構見当るはずですが、

県内で、商標登録されている例をあげると、左のとおりです。

商標の例



夢錦



源平屋島合戦

2 商標は何の役に立つ？

商標は、どんな場面で役に立つのでしょうか、実例によって見てみましょう。

(1) こんな事実がありました

宝飾店である〇社は、本店に加えて新しく店も出し、河店舗も、と思えば分かりやすいですが、

かに広がりました。店の名前も、お客に覚えてもらって、売上げもだんだん伸びています。

そうしたとき、なぜか似たような名前のお店を出した人がいて、どうも品物の評判がよくない

3 商標は強い

商標は、トレードマーク（商品のなまえ）とサービスマーク（サービスのなまえ）の独占使用を内容とする権利です。イメージとしては土地の所有権と同じような権利を保有することができ、半永久的に権利を保有することができます。

商標権侵害があった場合は、通常は弁護士を間に立てて、交渉により解決しようと思いますが、交渉が不調のときは、裁判所に訴えて、どうも品物の評判がよくない類似する範囲まで広がっています。

く、そのクレームがうちへ持ち込まれるようになりました。

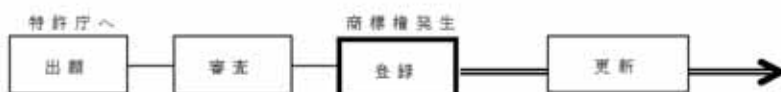
(2) このような対応しました

〇社さんでは、幸いに店舗の名前を商標登録していました。このため、直ちに相手方に対し、ランドの確立には欠かすことが同一店舗名の無断使用を中止するよう弁護士を介して警告しました。中止しない場合、裁判所に訴えることも申し添えました。この件では〇社の強固な姿勢が効を奏し、相手方は、謝罪のうえ店名を変更することとなりました。

4 商標権は、どうすれば登録できる

まず、特許庁に出願します。特許庁では、商標としての適性があるかどうか、また先に登録されている商標と重複しないか等の登録要件が審査されます。審査の結果がよければ、登録料を納付することで、登録できます。

商標権の存続期間は、10年で、10年毎に更新する必要があります。



権利期間：10年 10年毎に更新